

平成29年度日本・中国青年親善交流事業（日本青年中国派遣） 応募要領

1 応募資格

日本・中国青年親善交流事業（日本青年中国派遣）の参加青年に応募する者は、それぞれ、次の各条件を満たす者でなければならない。

(1) 国籍及び年齢

日本の国籍を有し、平成29年4月1日現在、18歳以上30歳以下（昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに出生）の者

(2) 社会への貢献

地域、職域、学校又は青少年団体等において、帰国後もその経験を生かして国際交流活動、青少年活動等を活発に行うことが期待できる者

(3) 心身の状況

心身が健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者

(4) 知識及び技能

日本の社会、文化等について相当程度の知識又は技能がある者

(5) 訪問国への関心と理解

訪問国に対して関心と理解がある者

(6) 語学力

訪問国の公用語（中国語）により簡単な日常会話ができる者が望ましい。

※公用語ができなくても選考試験で不利になることはない。

(7) 事業全日程への参加

事前研修、出発前研修、派遣プログラム及び帰国後研修の全日程に参加できる者

2 欠格事由

次の各条件のいずれかに該当する者は応募することができない。

- (1) 本事業を含め、過去に内閣府の行う青年国際交流事業（「国際青年育成交流事業」、「世界青年の船事業」、「東南アジア青年の船事業」等）に参加したことのある者
- (2) 平成29年度に内閣府が行う他の青年国際交流事業に既に応募した者（合格、不合格を問わない）
- (3) 国会又は地方公共団体の議会の議員の職にある者

3 募集期間

平成29年8月1日（火）～8月31日（木）

4 募集人員

日本青年中国派遣 25人

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1） 1通

イ 作文 1編

a テーマ

本事業の参加青年として参加することになった場合、

①事業の活動の中で何をしたいか

②帰国後その経験をどのように生かすか

という点を中心に具体的に記述する。題名は自由に設定してよい。

b 字数

1200字以内（題名及び氏名は字数に含まない。）

c 書式

縦A4判横書きとし、題名、氏名及び字数を明記すること。

（別紙書式を参考に、パソコンのワープロソフトで作成することを推奨する。）

ウ 健康診断書（様式2） 1通（平成29年1月1日以降受診のものに限る）

様式2に記載の項目は全て受診必須とする。健康診断書は様式2以外のものでも構わないが、当様式に記載の注意書きは必ず確認の上、提出すること。様式2にある項目のうち不足しているものがあれば、内閣府から追加診断を受けるよう求めることとなる。また、受診日が平成29年1月1日より前である場合は書類を受け付けられないため、注意すること。

※提出書類の様式は、内閣府青年国際交流担当のホームページ（下記URL）からダウンロードすること。

※現在はPDF形式の様式のみを掲載。Word形式の様式は、8月中旬を目途にweb上に掲載予定。

<http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu.html>

(2) 提出先及び提出方法

応募者は、参加申込書、健康診断書及び作文をそろえて、内閣府青年国際交流担当へ郵送又は電子メールにより**8月31日（木）（必着）**までに提出すること。

※健康診断書の提出が間に合わない場合は、事前に下記担当に連絡し、指示を受けること。

※メールで応募書類を提出した場合は、翌営業日中に内閣府より受領確認メールを送信する。メールが届かない場合は、必ず下記担当まで問い合わせること。

《提出先》 内閣府青年国際交流担当室

住所 : 〒100 - 8914 東京都千代田区永田町1 - 6 - 1 中央合同庁舎第8号館

Tel : 03-6257-1435（直通）

(3) その他

提出書類は返却しない。

6 選考の流れ

(1) 第1次選考

内閣府は、応募者からの提出書類を基に書類選考を行う。

(2) 第2次選考

内閣府は、第1次選考の通過者について、第2次選考を実施する。（第2次選考の受験票は、受験日の遅くとも1週間前には各受験者に送付する）

ア 科目

a 面接試験

b 教養試験、小論文

イ 期日及び場所

期日：平成29年9月~~23日（土）~~ → 24日（日）

場所：中央合同庁舎第8号館（東京都千代田区永田町1-6-1）

ウ 経費

試験を受けるために必要な交通費、宿泊料等の経費は、本人の負担とする。

エ 通知

第2次選考の結果は、平成29年10月上旬までに内閣府から本人に直接通知する。

なお、第2次選考試験に合格した場合は、内閣府から通知する期日までに、本人の参加誓約書及び勤務先の雇用主等（学生にあっては、学長、学部長、ゼミ担当教員等）の参加確認書各1通を内閣府に提出しなければならない。

(3) 最終選考

第2次選考合格者は、事前研修に参加する。

内閣府は、事前研修の結果を踏まえ、参加者を最終的に決定し、合格者に対して参加決定書を交付する。